



# 内灘町子ども・子育て支援事業計画

---

“子育て、親育ちを温かく見守り支える 内灘づくり”

平成 27 年3月

内 灘 町



## はじめに

内灘町は、未来を担う子どもたちのため、日本一の子育ての町を目指しております。

国は日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決する為、平成24年8月「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連3法」を制定いたしました。

本町におきましても、ニーズ調査を実施し幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての5年間の需給計画を策定いたしました。

出生率が国全体として低下している中において、本町も例外ではなく、今後は人口減少、特に少子・高齢化が懸念されます。

本町では町全体で、子育て親育ちを支えるため、「子育て、親育ちを温かく見守り支え合う内灘づくり」を基本理念に、内灘町次世代育成支援地域行動計画を策定し、子育て・子育ての喜びを実感できる町を推進してまいりました。

次代を担う子どもは内灘町の宝です。この「子ども・子育て事業支援計画」も全ての親が安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに成長できるように、町全体で子育てに参加できるよう地域のつながりを大切にしています。

「内灘町に住んで良かった」と思ってもらえるよう町民の皆様のご理解のもとに、この計画を推進していきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたりご尽力を賜りました「内灘町次世代育成支援地域行動計画評価委員会」の皆様には深く感謝し、厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

内灘町長 川口 克則



# 目 次

---

第1章	計画の策定にあたって	1
1-1	計画策定の背景と趣旨	
1-2	位置づけ	
1-3	計画期間	
第2章	子どもと子育てを取り巻く現状	3
2-1	内灘町における少子化の現状	
2-2	子育て支援事業の現状	
2-3	ニーズ調査からみた現状と課題	
第3章	計画の基本的な考え方	17
3-1	大切な視点	
3-2	基本理念	
3-3	基本目標	
3-4	計画の体系	
第4章	施策の展開	21
4-1	地域における子育て支援の充実	
4-2	乳幼児及び児童並びに保護者の健康の確保及び増進	
4-3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
4-4	職業生活と家庭生活との両立の推進	
4-5	保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備	
第5章	事業計画	31
5-1	教育・保育提供区域の設定	
5-2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	
5-3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	
5-4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	
第6章	計画の推進に向けて	43
6-1	推進体制	
6-2	計画の進行管理	
資料	編	45
1	内灘町次世代育成支援地域行動計画 評価委員会 委員名簿	
2	内灘町次世代育成支援地域行動計画 評価委員会 設置条例	
3	策定経過	



# 第1章 計画の策定にあたって





# 第1章 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景と趣旨

子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に国は次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体や一定規模の企業に行動計画の策定を義務づけました。

本町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、中間年度の平成21年度に見直しを行いました。平成22年3月に、平成22～26年度を計画期間とする「内灘町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定し、子育て・子育ての喜びを実感できる町を目指して、計画的に子ども・子育て支援の取り組みを充実させてきたところです。

また、子どもの健やかな成長を願い、全ての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とした「内灘町子どもの権利条例」を平成24年に施行し、子どもの権利に関する各種施策を総合的に推進するための内灘町子どもの権利条例推進計画を平成26年に策定しました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくないことから、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

これらの課題に対応し、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとした「子ども・子育て関連3法」が成立しました。この「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指しています。

この実現のため、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、「次世代育成支援地域行動計画」を包含した「内灘町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

## 1-2 位置づけ

本計画は「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）第61条第1項に基づき、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画です。さらに、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づく次世代育成支援対策地域行動計画として、これまで取り組みを進めてきた「内灘町次世代育成支援地域行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

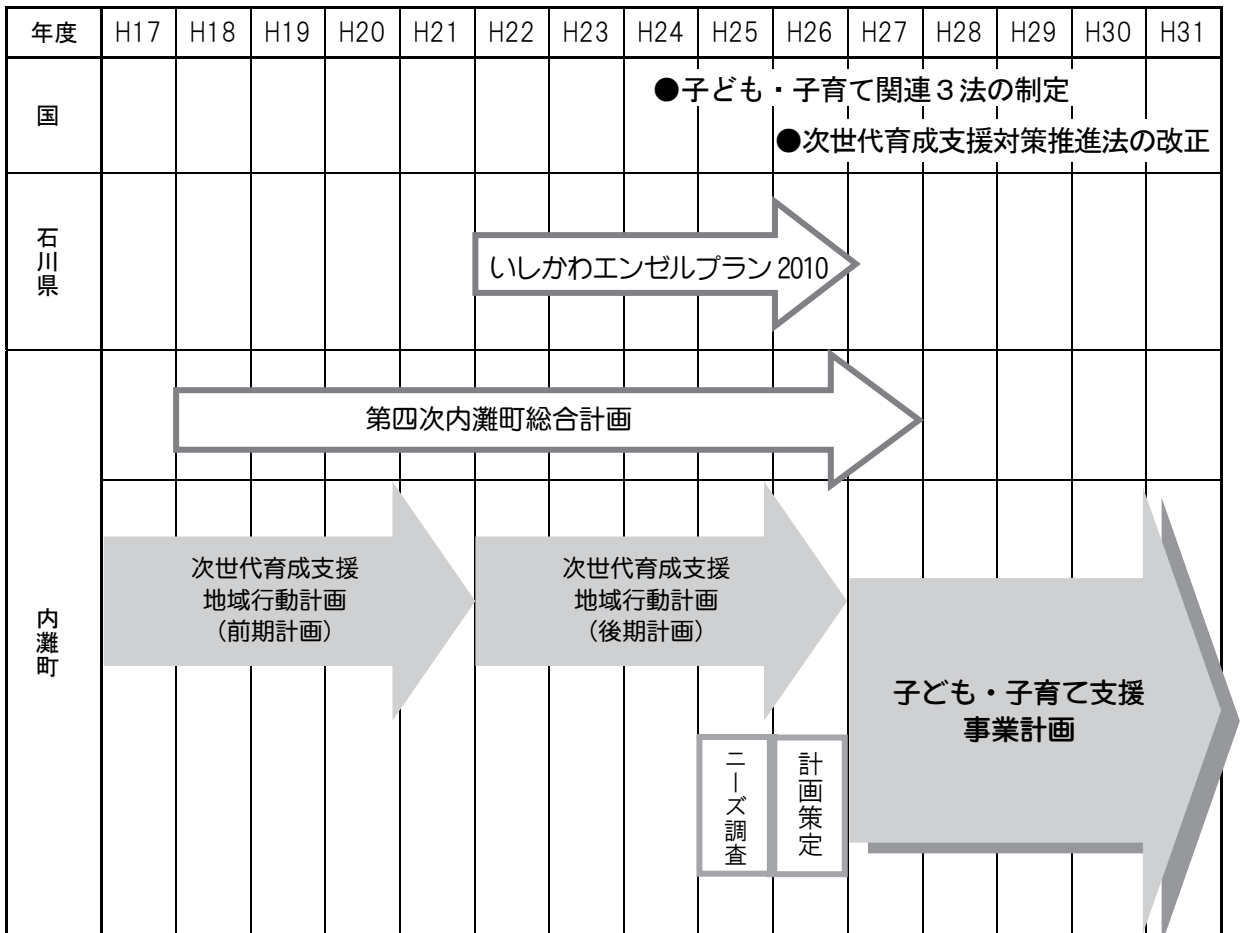
「第四次内灘町総合計画」を上位計画とし、その他各個別計画との整合性を図りながら定めます。

### 1-3 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村が定める子ども・子育て支援事業計画は5年間で1期とすることになっています。第1期となるこの計画の期間は、平成27年度から平成31年度までです。

計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の見直し、子育て家庭のニーズの多様化等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

▲「のり」と又こ」



## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

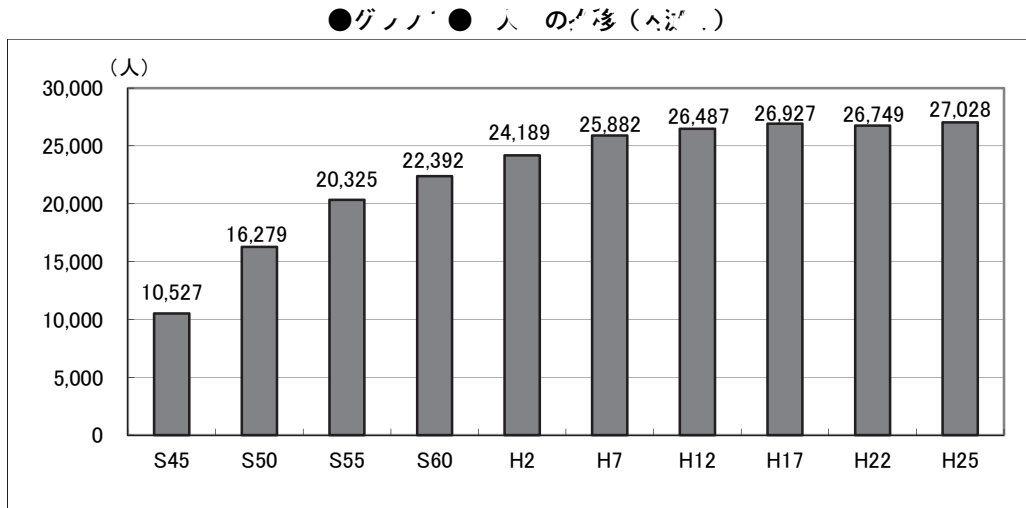


## 第2章 子どもと子育てを取り巻く現状

### 2-1 内灘町における少子化の現状

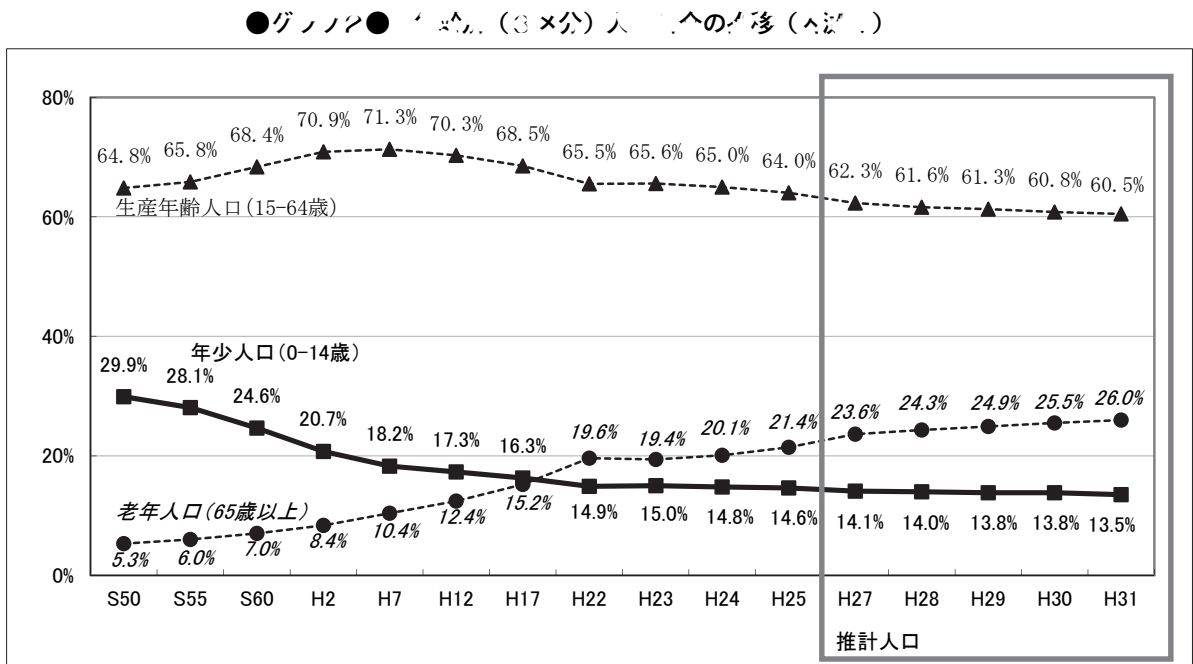
#### (1) 少子化の動向

内灘町の人口は昭和 55 年に 2 万人を超えました。平成 17 年以降は増減を繰り返し、25 年には 27,028 人となっています。



(資料：住民基本台帳)

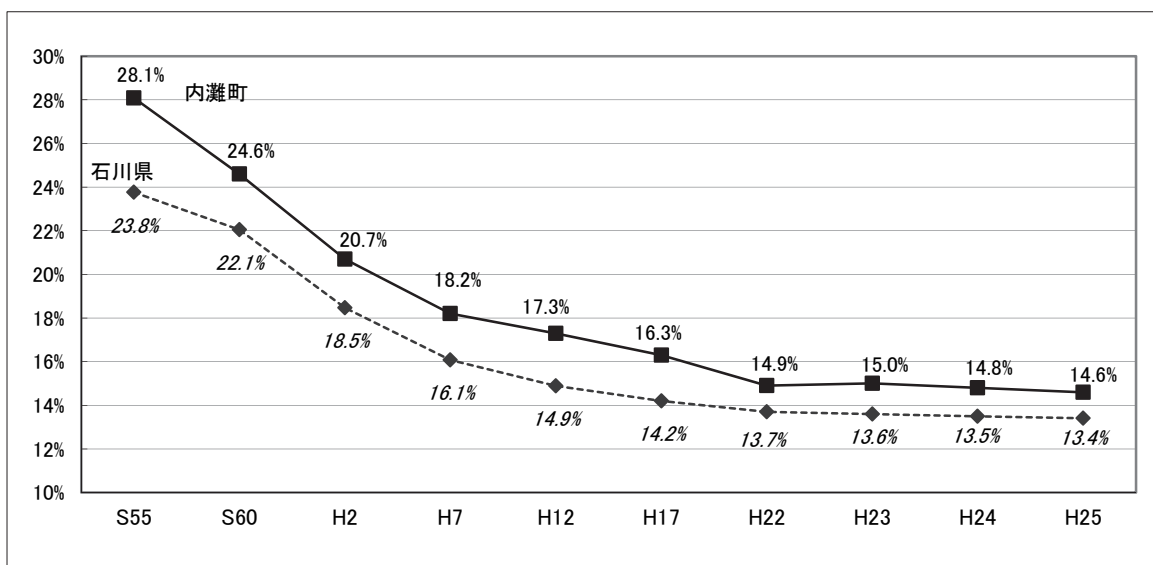
また、年齢別（3区分）で見ると、年少人口（0～14歳）がゆるやかに減少する一方で、老年人口（65歳以上）が急速に増加しており、平成 22 年には順位が逆転しています。平成 27 年以降の推計データからも、少子高齢化が深刻になっていくことがわかります。



(資料：国勢調査・住民基本台帳・町民生活課)

15歳未満の子どもの比率は、県平均よりも高い数値を示していますが、ここ10年間ゆるやかな減少傾向にあります。

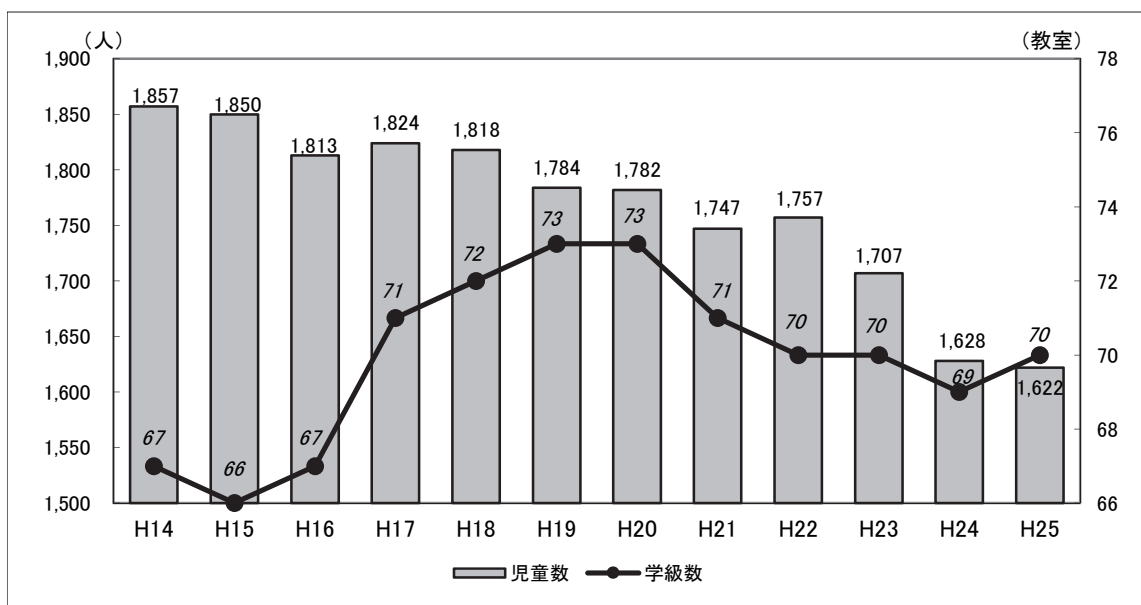
●グラフ③ ● 15歳未満の子どもの人口比率の推移（％）



(資料：国勢調査・石川県の人口と世帯・住民基本台帳)

小学校の児童数は減少傾向にあります。学級数については、きめ細かな教育を目指し実施した1・2年生での少人数学級等により平成17年度から増えましたが、近年は減少傾向にあります。

●グラフ④ ● 小学校学級数・児童数の推移(人)

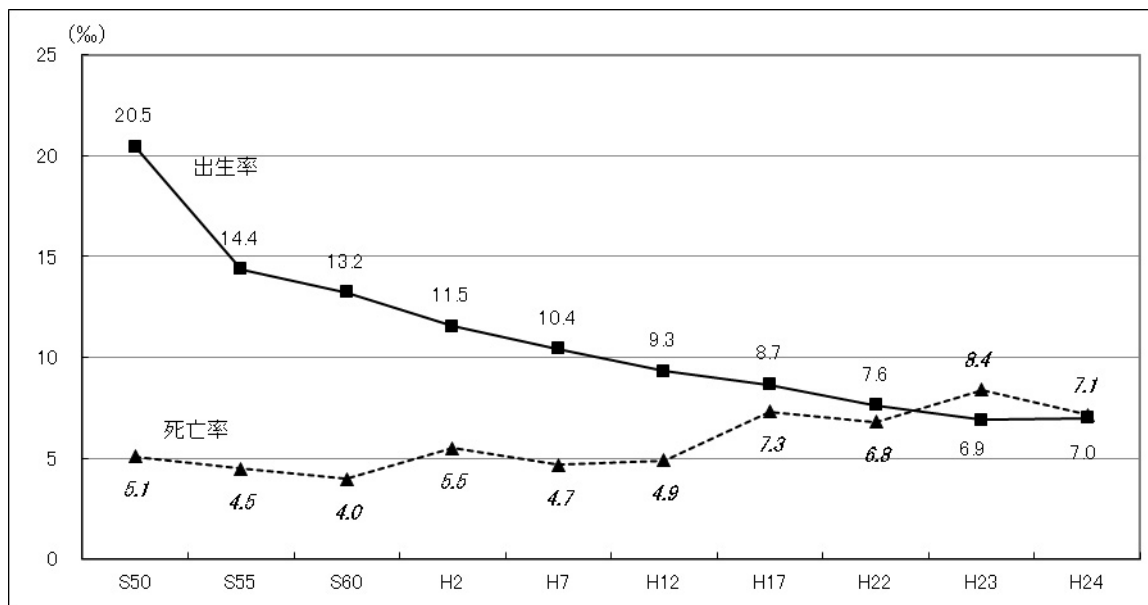


(資料：学校基本調査)

出生率は減少傾向にあり、少子化が進行していることがわかります。

(出生率=1年間の出生数/その年の人口×1,000 死亡率=1年間の死亡数/その年の人口×1,000)

●グラフ● 出生率・死亡率の推移(%)

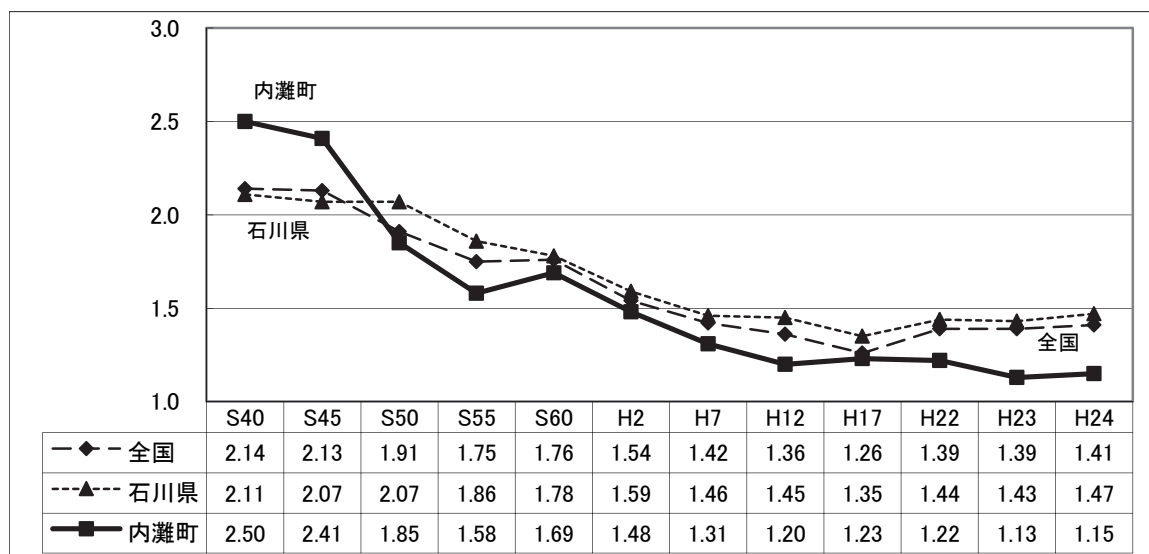


(資料：人口動態統計・住民基本台帳)

一人の女性が一生の間に何人の子どもを生むかを示す「合計特殊出生率」は、平成 24 年で全国平均が 1.41 となっており、長期的に人口を維持できる水準の 2.07 を大幅に下回っています。本町では 1.15 となっており、昭和 50 年以降全国や石川県と比較して低い数値となっています。

(合計特殊出生率= 母の年齢別出産数 / 年齢別女子人口 15 歳から 49 歳までの合計)

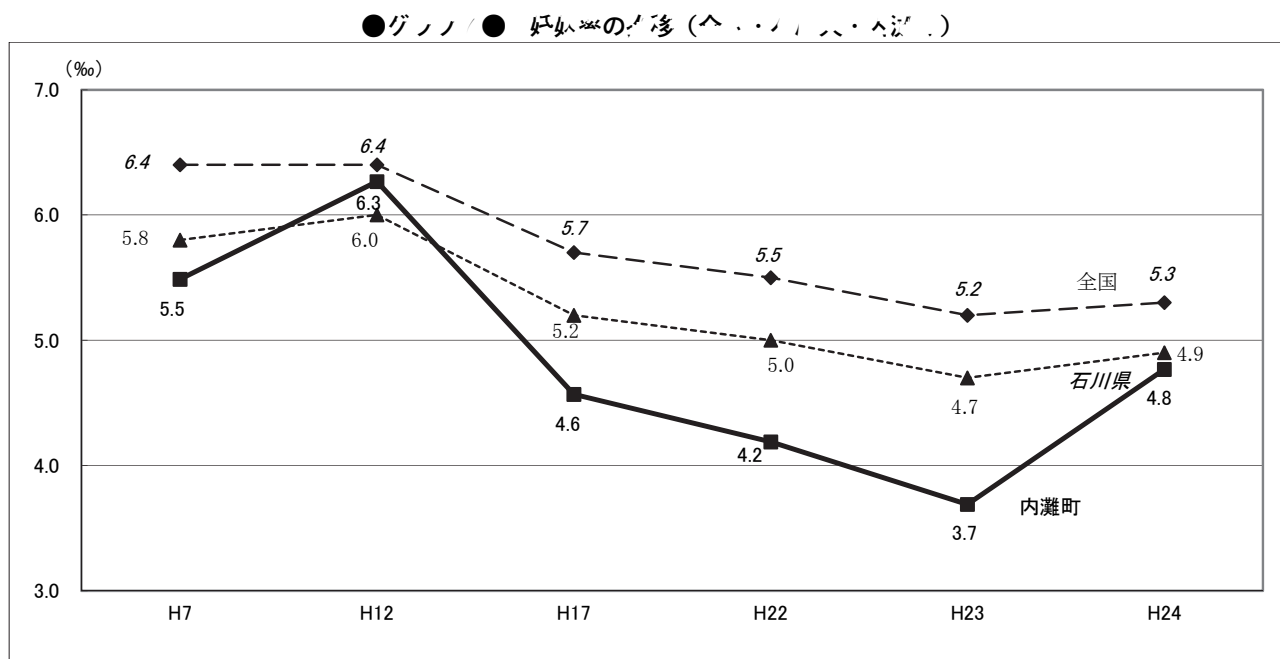
●グラフ● 合計特殊出生率の推移(人・1人あたり)



(資料：衛生統計年報・人口動態統計年報・町民生活課)

本町の婚姻率は母数が小さいために年ごとに変化があり、一定しない傾向にあります。近年は全国や石川県の値よりも低い状態が続いています。

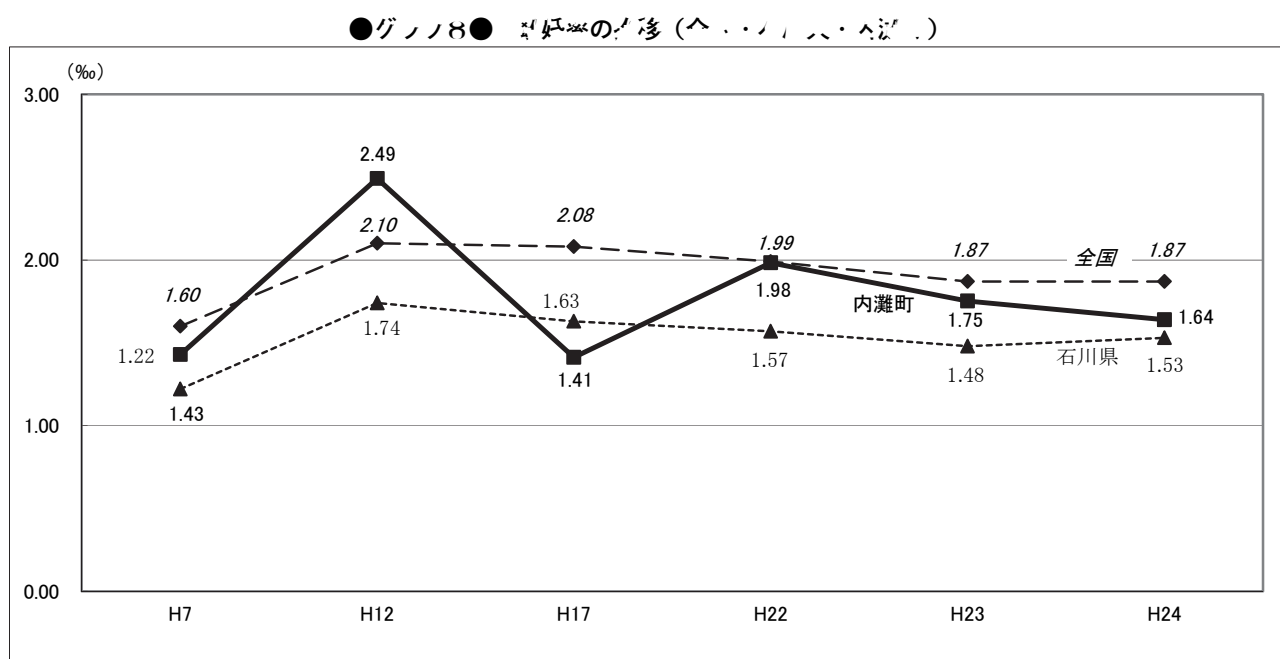
(婚姻率=1年間の婚姻件数/その年の人口×1,000)



(資料：人口動態統計・衛生統計年報)

離婚率についても母数が小さいため、年により変動がみられますが、近年は石川県の値より高くなっています。

(離婚率=1年間の離婚件数/その年の人口×1,000)

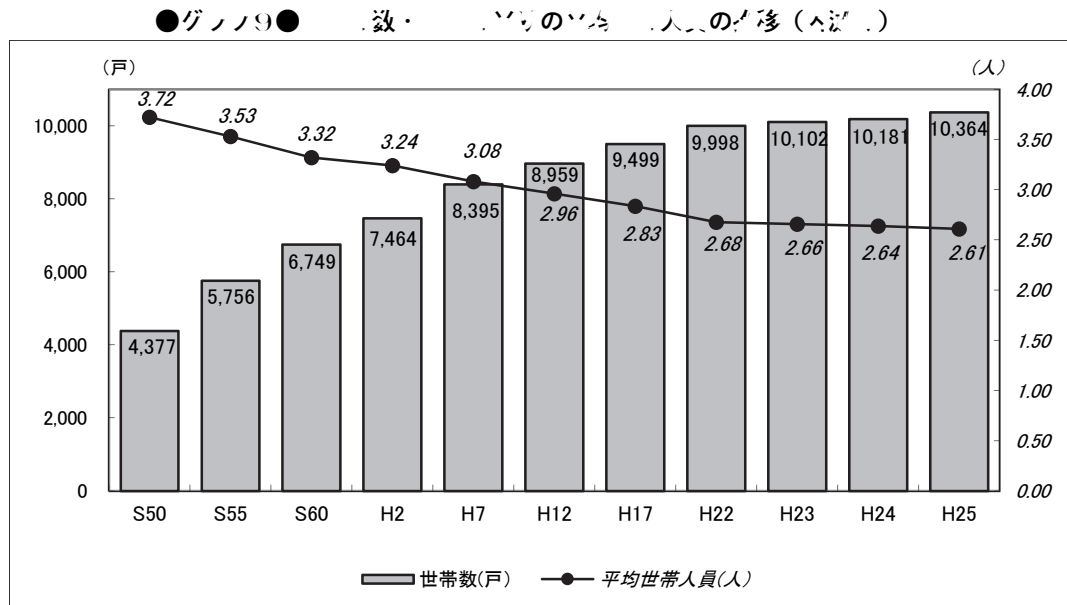


(資料：人口動態統計・衛生統計年報)



## (2) 家族の状況

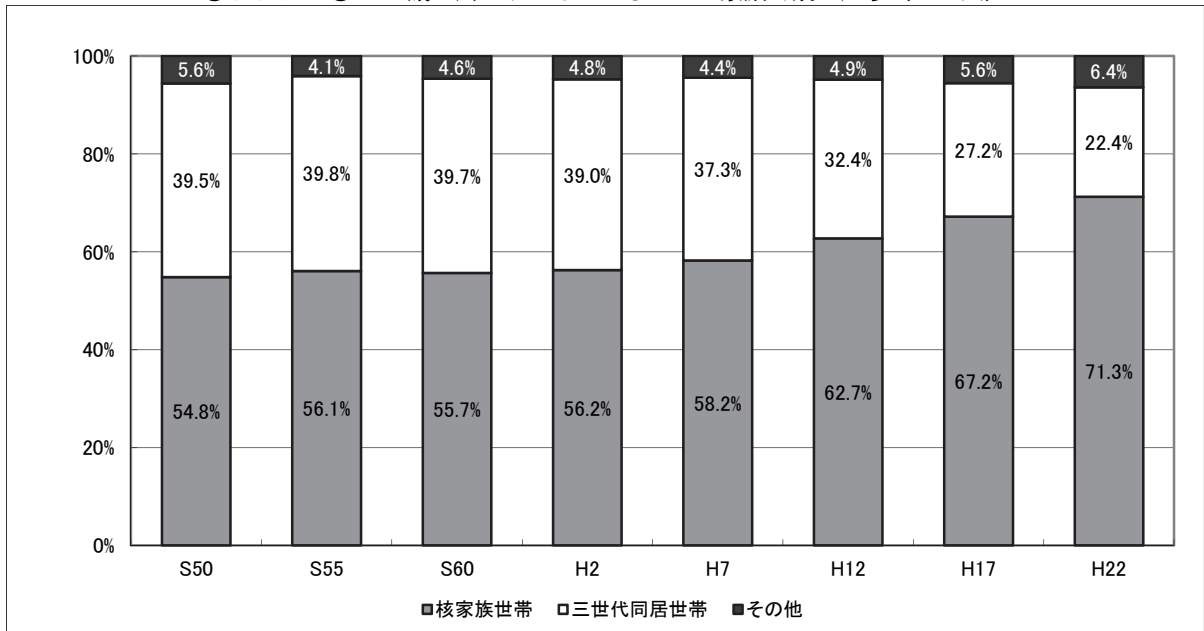
内灘町の世帯数は増加傾向が続いており、平成25年には10,364世帯となっています。一方、世帯あたりの平均世帯人員は減少傾向にあり、核家族世帯や単身世帯が増加していることがわかります。



(資料：内灘町統計書)

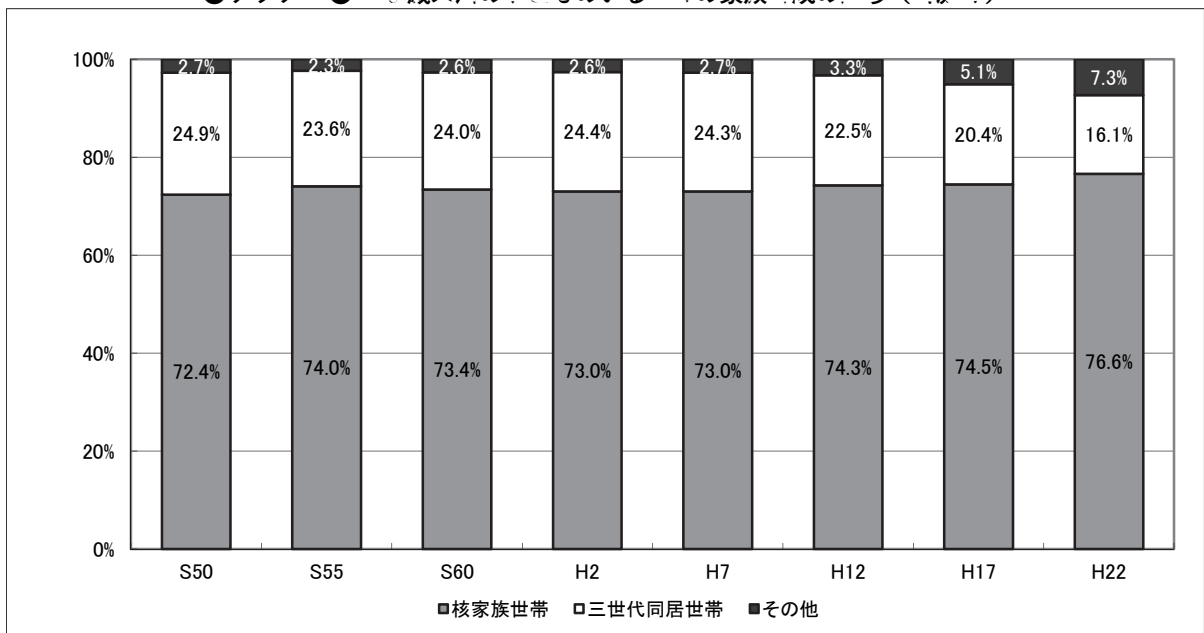
18歳未満の子どものいる世帯の家族構成をみると、三世代同居世帯の占める割合は20%前後で推移しており、石川県と比較すると低い数値を示しています。同時に、核家族世帯の占める割合は高く、経年的にも増加傾向にあります。

●グラフ① ● 18歳未満の子どものいる世帯の家族構成の推移（全国）



(資料：国勢調査)

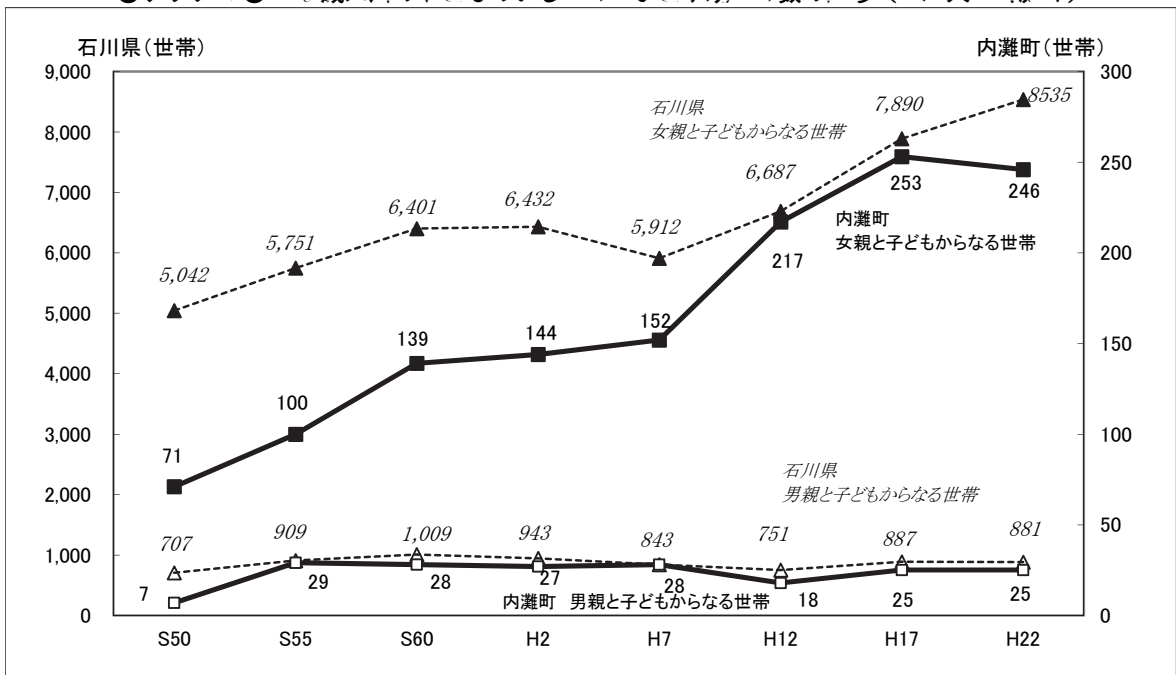
●グラフ② ● 18歳未満の子どものいる世帯の家族構成の推移（石川県）



(資料：国勢調査)

18歳未満の子どものいる世帯のうち、「ひとり親世帯（父子家庭、母子家庭）」の数が年々増加しています。

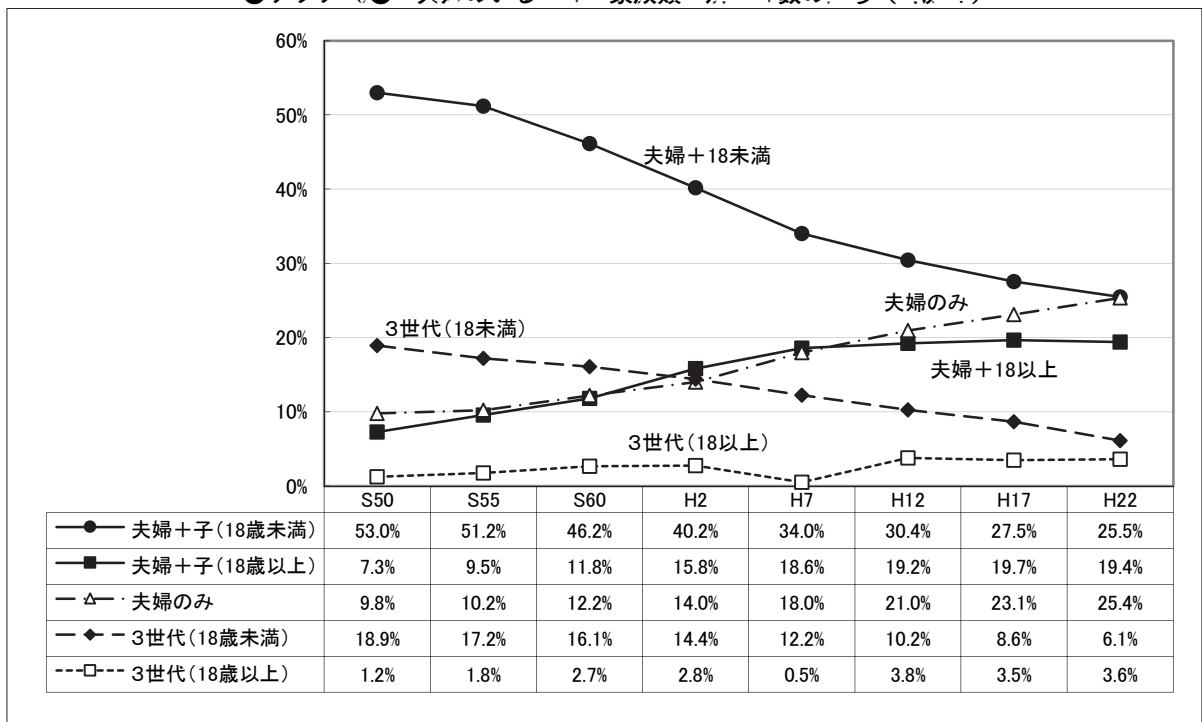
●グラフ2● 18歳未満の子どものいる「ひとり親」世帯の推移（千人・世帯）



(資料：国勢調査)

夫婦のいる世帯のうち、「夫婦のみ」及び「夫婦と18歳以上の子ども」の世帯が年々増加しているのに対し、「夫婦と18歳未満の子ども」の世帯は急激に減少しています。また、「3世代同居で18歳未満の子どもあり」の世帯も減少傾向にあります。

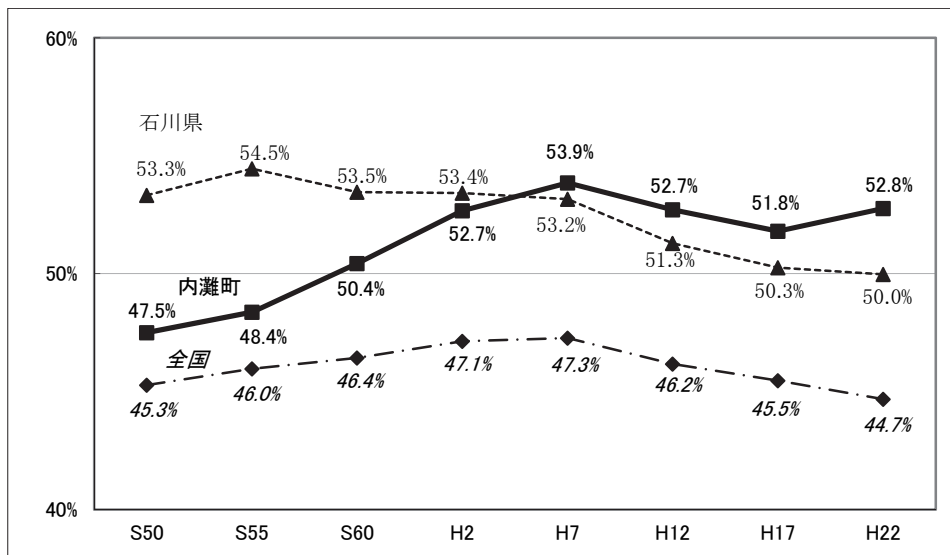
●グラフ3● 夫婦のいる「家族」世帯の推移（％）



(資料：国勢調査)

石川県は共働きの世帯が多く、全国平均と比較して女性の就業率がかなり高くなっています。近年、内灘町の女性の就業率も石川県を上回る数値を示しており、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

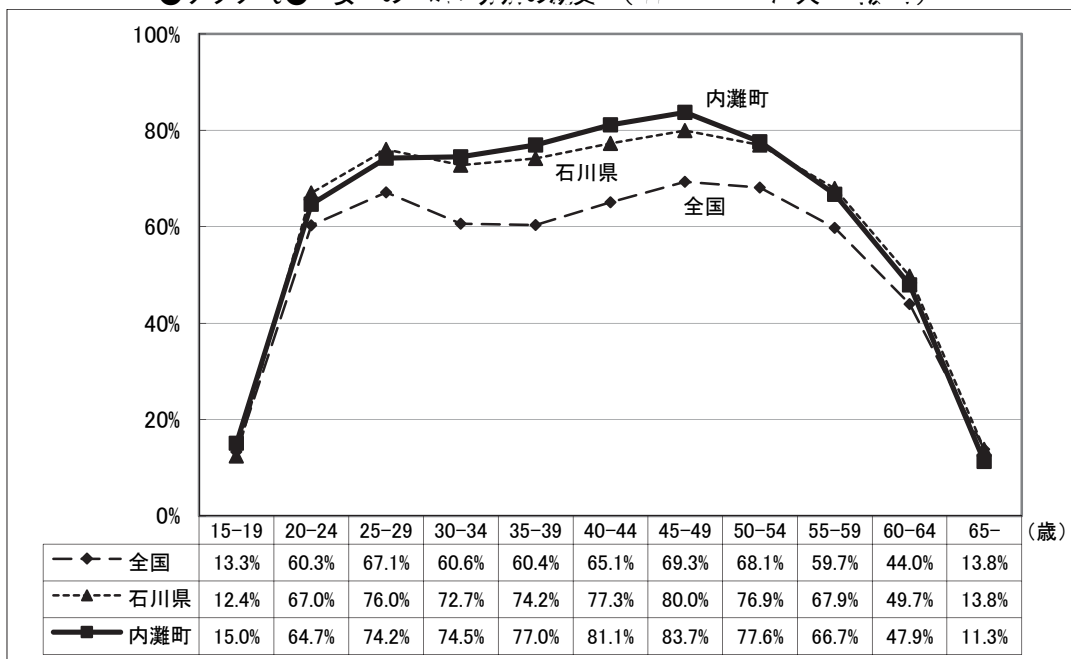
●グラフ● 女性の就業率の推移（％）（全国・石川県・内灘町）



(資料：国勢調査)

女性の年齢区分別の就業率は、20歳以降上昇し、20代後半から30代後半にかけ、出産や育児等を要因として落ち込み、また緩やかに上昇する「M字型」を描く傾向にあります。一方、内灘町においては20代後半以降の下降率が低くなっているのが特徴です。

●グラフ● 女性の年齢区分別の就業率（％）（全国・石川県・内灘町）



(資料：国勢調査)

## 2-2 子育て支援事業の現状

町内では次表のような子育て支援を実施しています。

### ■ 保育所（園）でのサービスの実施状況（平成26年度）

保育所（園）名	定員 （人）	サービスの実施状況						
		延長保育	乳児保育	1歳児 保育	障がい児 保育	休日保育	一時 預かり	病後児 保育
向栗崎保育所	160	●	● 6か月～	●	●	●	●	
北部保育所	50	●		●	●		●	
千鳥台幼稚舎	120	●	● 産休明け～	●	●	●	●	●
向陽台保育園	90	●	● 産休明け～	●	●		●	
大根布保育園	90	●	● 産休明け～	●	●	●	●	●
内灘はまなす保育園	180	●	● 産休明け～	●	●	●	●	●
白帆台保育園	160	●	● 産休明け～	●	●	●	●	●
鶴が丘保育園	120	●	● 産休明け～	●	●	●	●	●

（資料：町民生活課）

※ ●はサービスを実施している保育所（園）

※ 2歳児保育は全保育所（園）で実施

### ■ 保育サービス等の利用状況

単位：人

保育サービス項目		年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
通常 保育※	0歳児	入所児童数	32	39	40	47	53
		待機児童数	0	0	0	0	0
	1歳児～2歳 児	入所児童数	224	251	297	306	308
		待機児童数	0	0	0	0	0
	3歳児～5歳 児	入所児童数	529	514	561	569	590
		待機児童数	0	0	0	0	0
特別 保育※	延長保育事業		69	69	37	28	28
	休日保育事業		1167	1167	1178	1178	1217
	一時預かり事業		1270	1270	1113	1375	2255
	病後児保育事業		463	463	533	683	775

（資料：町民生活課）

※ 通常保育は、各年度の4月1日現在の児童数を記載

※ 延長保育は、町立保育所の延べ利用人数を記載

※ それ以外の事業は1年間の延べ利用人数を記載

※ 管外委託児童数を含む

■ 保育所（園）定員の推移

単位：人

年度	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
公立	713	713	600	600	600	600	410	410	210	210
私立	180	180	300	300	300	300	560	600	760	760
計	893	893	900	900	900	900	970	1010	970	970

(資料：町民生活課)

■ 保育所（園）の入所児童数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

単位：人

年度	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	
公立	0 歳	4	4	6	4	7	3	7	2	7	11
	1 歳	37	38	36	23	40	40	25	30	18	24
	2 歳	71	81	71	66	62	60	43	43	26	27
	3 歳	183	151	147	130	118	117	50	60	27	36
	4 歳	173	186	127	158	132	122	81	52	42	31
	5 歳	187	174	177	126	155	132	80	81	24	41
	計	655	634	564	507	514	474	286	268	144	170
	私立	0 歳	32	35	27	28	34	29	32	38	40
1 歳		37	42	53	59	54	60	79	105	119	128
2 歳		41	35	57	56	66	64	104	119	143	129
3 歳		26	16	48	56	43	50	117	136	163	159
4 歳		18	32	53	55	59	49	95	130	160	163
5 歳		26	20	46	58	58	59	91	102	153	160
計		180	180	284	312	314	311	518	630	778	781

(資料：町民生活課)

■ 幼稚園の園児数の推移（各年度 5 月 1 日現在）

単位：人

年齢 年度	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
3 歳	65	49	39	43	45	42	38	41	49	26
4 歳	56	69	54	43	41	41	45	41	42	49
5 歳	55	56	69	53	45	44	40	45	40	44
合計	176	174	162	139	121	127	123	127	131	119

(資料：学校基本調査)

■ 児童館・児童センターの施設一覧（平成 26 年度）

名 称	開設年度	場 所
向粟崎児童館	昭和 42 年	向粟崎 1 丁目 420 番地
内灘児童館	昭和 52 年	大清台 140 番地
室児童館	昭和 54 年	室イ 79 番地 1

（資料：町民生活課）

■ 学童保育クラブ一覧（平成 26 年度）

名 称	開設年度	場 所
向粟崎学童保育クラブ	昭和 52 年	向粟崎 1 丁目 420 番地
清湖学童保育クラブ	平成 10 年	向陽台 2 丁目 294 番地
鶴ヶ丘第一学童保育クラブ	昭和 53 年	鶴ヶ丘 2 丁目 161 番地 1
鶴ヶ丘第二学童保育クラブ	平成 22 年	鶴ヶ丘 2 丁目 161 番地 1
内灘学童保育クラブ	昭和 54 年	大清台 140 番地
宮坂学童保育クラブ	平成 19 年	宮坂 6 字 3 - 3
北部学童保育クラブ	平成 元年	西荒屋ハ 24 番地 4

（資料：町民生活課）

■ 学童保育クラブのクラブ数と利用者数の推移（各年度 4 月 1 日現在）

年 度	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
クラブ数	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7
利用者数（人）	259	276	286	337	299	322	334	302	311	303

（資料：町民生活課）

## 2-3 ニーズ調査からみた現状と課題

本町では平成21年度に「内灘町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を策定しており、「子育て、親育ちを温かく見守り支える内灘づくり」を基本理念に、地域における子育て支援の充実、乳幼児及び児童並びに母性等の健康の確保及び増進等の7つを基本方針として、子どもと子育て家庭を対象とした施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この7つを基本方針ごとに、昨年度実施したニーズ調査の結果と後期計画の進捗状況から現状と課題を整理します。

### （1）地域における子育て支援の充実

- ・保育所（園）を利用している方が82.9%を占めることから、保育サービスに関する要望が多く、時間延長や夜間、休日の対応、病児保育、一時保育、未満児保育などのサービスの充実が求められています。
- ・保育内容の工夫、職員体制の充実等に関する要望もあり、保育サービスの質の向上が望まれています。
- ・子育てに『不安や負担を感じる』（「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせた）方が4割（就学前児童39.4%、小学生38.6%）を占めることや「相談先・相手はいない」という方もいるため、身近で気軽に子育て支援を受けることができる体制が求められており、「カンガルーム内灘」の相談施設としての周知が必要です。
- ・小学生の保護者は、子どもたちの交流の場として72.0%の方が「子どもが放課後などに集まって、子ども同士で自主活動などができる場」を回答し、自由意見では雨天や冬季にも遊べる屋内施設の整備があげられており、子どもの居場所づくりが望まれています。
- ・自由意見では、医療費助成の内容拡充や保育料の負担軽減などに関する意見も多いため、子育て家庭を経済的に支える取り組みの充実も求められています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、依頼会員の様々なニーズに応えられるよう、提供会員の増員が望まれます。



## (2) 乳幼児及び児童並びに母性等の健康の確保及び増進

- ・自由意見では、乳児及び児童医療費助成や予防接種費用助成の内容拡充などが求められています。
- ・主な事業のうち「妊婦の栄養指導の推進」「思春期の子どもをもつ親のための子育て講座の開催」が未実施であるため、それぞれの目的にあわせた事業の見直しが必要です。
- ・「妊婦歯科相談」については、妊婦歯科検診で対応しています。

## (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ・多様な活動の体験やいじめのない学校など、すべての子どもがのびのびと活動できる教育環境が望まれています。
- ・中学3年生を対象とした「赤ちゃん和妈妈から学ぼう」を実施し、乳児とふれあったり保護者の赤ちゃんへの思いを聞くことで、自分の成長過程を振り返ったり、これからの自分のありかたについて考える機会を確保しています。

## (4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ・子どもがよく利用する公共施設として「公園」が85.3%を占めるため、公園遊具の充実や安全対策が求められています。
- ・「バリアフリー対策事業」や「公民館施設改修事業」など主な事業の全てが目標に達しています。

## (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ・子育て（教育を含む）を主に行っている者として、「父母ともに」が6割（就学前児童61.9%、小学生60.5%）を占めているものの、「母親」が3割（就学前児童34.9%、小学生36.2%）となっています。
- ・育児休業制度を利用した母親は40.3%、父親は1.4%にとどまっており、前回調査に比べると母親の利用は2倍になっていますが、父親に変化がみられません。
- ・育児休業制度利用後に職場復帰時期を希望より早く（遅く）した理由として、「希望する保育所の入所」や「経済的な理由」があげられています。
- ・職場復帰時の短時間勤務制度を利用した母親は21.8%、父親の利用はありませんでした。
- ・「男女共同参画事業」や「企業の子育て支援推進への働きかけ」など主な事業の全てを実施しています。

(6) 子どもの安全の確保

- ・子どもたちが安全で安心して自由に行動できる環境が望まれています。
- ・「防犯と交通安全推進活動」や「『子ども 110 番の家』の設置」など主な事業の全てが目標に達しています。

(7) 保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

- ・「ひとり親家庭等に対する相談指導」や「支援が必要な児童生徒への援助」など主な事業の全てが目標に達しています。

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 3-1 大切な視点

国から示された基本指針を踏まえて、内灘町の子ども・子育て支援事業計画を策定するうえで必要な視点を下記のように設定します。

#### ①すべての「子育て」を支援する

- ・子どもは、内灘町の夢、希望です。すべての子どもは、砂丘に燦々(さんさん)とふりそそぐ太陽の光のように輝く瞳を持ち、未来へ、世界へ羽ばたく可能性に満ちた大切な存在です（内灘町子ども権利条例）。
- ・すべての大人は、子どもの権利を認め、子どもの声に耳を傾け、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、ともに考え支えていく責任があります（内灘町子ども権利条例）。
- ・すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を実施するとともに、安全で安心して行動できる環境が大切です。

#### ②「親育ち」を支援する

- ・子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。
- ・地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが重要です。
- ・より豊かな子育てを実現するため、男女共同の意識のもと、働き方や価値観等を理解しあい、お互いに配慮しあいながら、子育ての第一の責任者として、父親も母親も積極的に子育てに関わっていくという自覚が必要です。
- ・出産を伴う女性の就労継続や子育て期の男性の長時間労働など厳しい状況が続く中、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要です。

#### ③地域ぐるみで子どもと子育て家庭を支援する

- ・「子どもは、町の宝」、「次世代の担い手である子どもたちを地域ぐるみで育てよう」という社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、社会のあらゆる分野における全ての構成員が各々の役割を果たすことが大切です。
- ・地域の施設や様々な人材、団体等の資源を十分かつ効果的に活かす取り組みを進めることで、子どもや子育て家庭への支援を充実することが重要です。

## 3-2 基本理念

本計画を達成するにあたり、計画の理念を掲げます。

～子どもも大人も、内灘ぐるみで育て、育ちあうために～  
子育て、親育ちを温かく見守り支える  
内灘づくり

現在提供されている支援策の多くは、大人側の利便性が優先されたものが多く、子どもの目線が欠けたものとなっています。

子どもの豊かな感受性を育てたり、幼少期に養われていくはずの社会性を身につけさせたり、という取り組みが行き届かなくなっているのが現状です。自分らしさや、生きていくための社会性等は、幅広いかかわりあいのなかですくすくと伸び、また身についていくものです。

内灘町では、「子育て、子育て、親育て、親育ち」にかかわる支援を、個々の状況にあわせ、質的にも量的にも、より複合的な支援を行っていくことで、子どもの生存と発達を保障し、親が自信を持って「子育て」を行えるように取り組んでいきます。

子育てを「地域ぐるみによる次世代の親育て」として捉え、一人ひとりの子どもたちが健やかに育つため、親が子育てを通して喜びに満ちた生活を送るため、子育て・親育ちを温かく見守り支える内灘づくりのために、幅広い人々のつながり、町民、企業、行政の連携・協働を通して、地域の輪（ネットワーク）を広げていけるよう、一体的に取り組んでいきます。

### 3-3 基本目標

計画の基本目標を次のように定めます。

#### 基本目標1 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- 子どもにとって最善の利益を保障するため、次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つことを目指し、家庭、学校、地域等において子どものための環境づくりを進めます。
- 子ども一人ひとりの多様性や成長のペースを重視しながら、子ども自身の生きる力・育つ力を見守り、発達段階に応じた支援を行います。

#### 基本目標2 子育てと親育ちを支える環境づくり

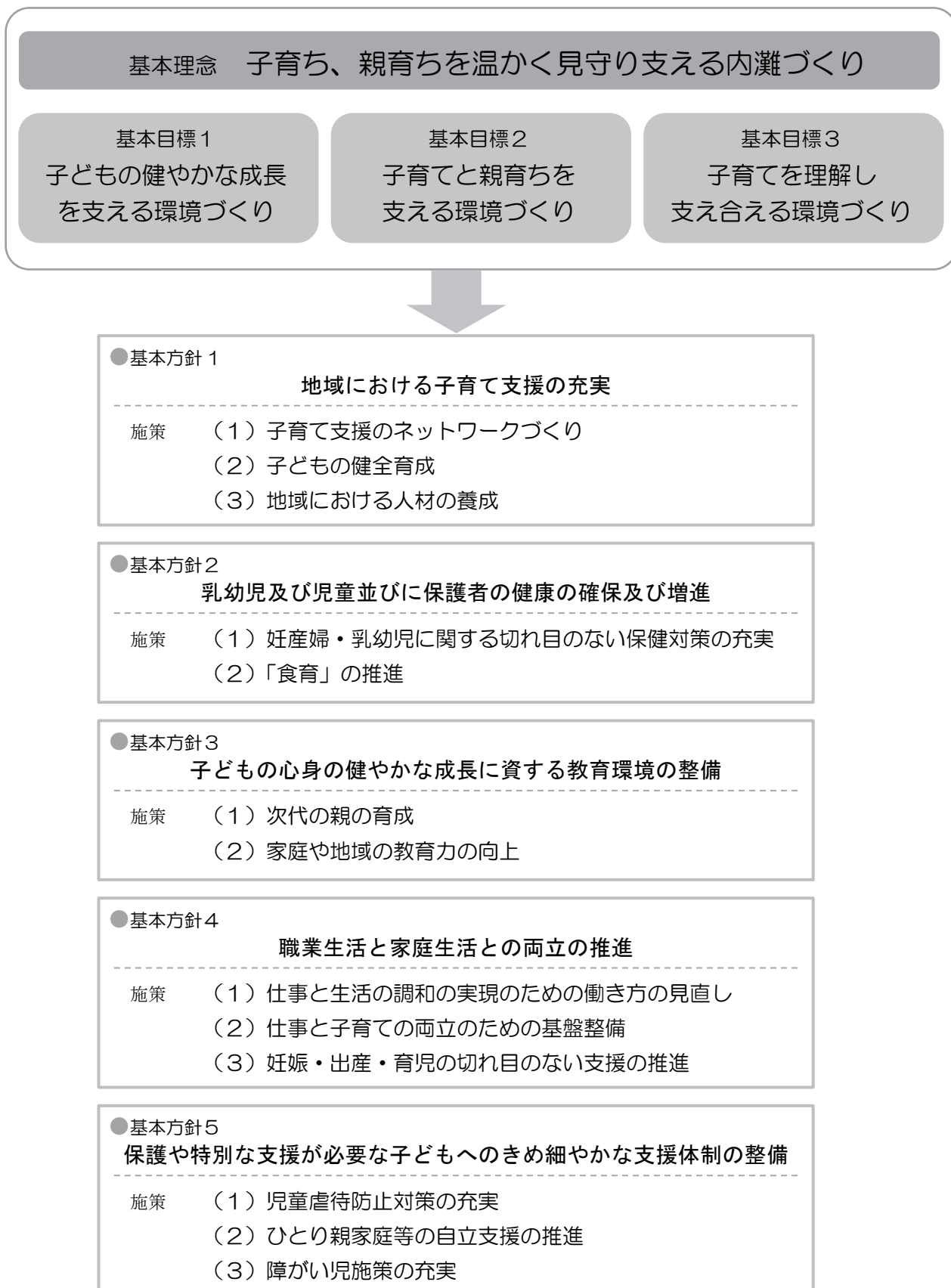
- 男女が協力して家庭を築き、子育ての楽しさや苦勞を分かち合いながら、「男女ともに子どもを育てる」ことを通して、子も親も成長できる環境づくりを進めます。

#### 基本目標3 子育てを理解し、支え合える環境づくり

- 地域の一員である子どもたちを、町ぐるみで育てていくために、町民、企業、行政そして関連機関等、地域のさまざまな担い手が協力しあい、「子どもの健やかな成長と子育て家庭」を見守っていくための環境づくりを進めます。
- 母親となる女性だけでなく、父親となる男性も含めた「働き方の見直し」には、企業等の理解と協力が不可欠であるため、その環境づくりへの積極的な参加を推進します。

### 3-4 計画の体系

計画の理念や3つの基本目標に基づき、5つの基本方針を定めます。





## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 4-1 地域における子育て支援の充実

#### 【現状と課題】

- カンガルーム内灘では、子育てに関する情報提供とともに、ボランティアを対象に「ボランティアフォローアップ講座」等を開催しています。
- 「子育て支援センター連絡会議」を定期的で開催し、各支援センターの情報と支援内容等を共有しています。
- すべての子育て家庭に対し、質の高い子育て支援サービス・保育サービスをより効果的に提供していくために、総合的な相談窓口づくりに向けたカンガルーム内灘の拡充が求められています。
- 学童保育クラブは、専用施設や文化会館、保健センター等の公共施設を利用して開設しており、それぞれのクラブごとに特色のある活動を実施していますが、子どもの生活の場として設備や活動内容等の更なる充実が望まれています。
- 子どもの「日常的な居場所」となるように、町立図書館や公民館等の活用を図るとともに、サポートスタッフとしてボランティア等の確保が必要です。
- 子育て中の親が、高齢者や子育て経験者等の地域住民との交流を通して、子育ての喜びや苦勞を分かちあうことで、子育てを楽しむことにつながるように、交流の機会を提供していくことが求められています。
- 中高校生になると勉強や部活動により、地域との関わりが極端に少なくなる傾向にありますが、本町では中学校の生徒や高校生たちを中心としたボランティアサークル ZERO（ゼロ）が活動しています。

#### 【取り組みの方向性】

##### (1) 子育て支援のネットワークづくり

###### ① カンガルーム内灘を中心とした子育て支援のネットワークづくり

地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援を実施するために、カンガルーム内灘を中心とした各種支援サービスや取り組み、組織、情報のネットワークづくりを進めます。

###### ② 子育て支援に関する情報提供の充実

各種子育て支援サービス等を利用者に十分周知させるため、インターネットや子育て家庭が利用する病院やスーパー等の施設を活用して情報提供の充実を図ります。

## (2) 子どもの健全育成

### ① 学童保育クラブの充実

利用者のニーズを把握しながら、利用時間や定員の拡大等、昼間保護者のいない児童の放課後の居場所として、校舎の活用等により学童保育クラブの整備・確保を推進します。また、学童保育の対象児童が拡大されることから、年齢に応じた施設や活動内容の見直し、指導員の資質の向上により、よりよい学童保育クラブの運営を目指します。

### ② 公民館等の地域資源を活用した子どもの居場所づくり

放課後子ども教室等に取り組むことで公民館等の公共施設を地域の子どもたち誰もが利用できる居場所とするとともに、子どもたち自身が各種イベント等の企画・運営に主体的に携わる機会を提供できるように取り組んでいきます。

そのほか、少年の家や体育館等の地域資源を活用した中高校生を含めた子どもの活動の場を確保します。

### ③ 子どもの相談体制の充実

様々な悩みを抱えた子どもとその保護者の相談窓口について情報を提供するとともに、教育センターに配置されている臨床心理士やスクールカウンセラー等の専門家を中心に相談体制を充実します。

### ④ 子どもの安全を確保する活動の推進

子ども自身が自分の身を自分で守ることの大切さや手段を学ぶことのできる防犯教育を進めるとともに、関係機関・団体との情報交換や地域が一体となった防犯対策等により子どもの安全を確保するための活動を推進します。

## (3) 地域における人材の養成

### ① 中高生ボランティアの受け入れ推進

中高生がカンガルーム内灘や地域子育て支援センターで、保育ボランティアとして乳幼児の世話を体験する機会を提供します。

### ② 地域内・世代間交流の促進

子どもや親が地域住民とふれあう機会の提供や地域の行事等に参加できる取り組みを進めるとともに、地域の中の子育て支援の担い手を発掘し、それら担い手による活動を支援します。このような交流を通して生まれる自主的な活動により、安心して子育てできる環境を築き、そこに住むすべての人にとって生活しやすいまちづくりにつなげていきます。

【主な事業】

	事業名	事業内容	主な担当課
1	カンガルーム内灘の拡充	多様な子育て支援サービスを提供し、地域の子育て関連機関のネットワークの中心となるよう、カンガルーム内灘の充実を図る。	町民生活課
2	地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センターの設置箇所数を維持するとともに、子育て家庭が利用しやすいように運営内容を見直す。	町民生活課
3	地域資源を活用した居場所づくり	児童の健全育成を図るため、公民館等、既存施設の活用も含めた居場所づくりを進める。また、それらを支える地域ボランティアの発掘や育成にも取り組む。	町民生活課

## 4-2 乳幼児及び児童並びに保護者の健康の確保及び増進

### 【現状と課題】

- 子どもの発育や発達の経過等の情報を共有するため、健診事後カンファレンスや母子保健事例検討会において保健指導や事後フォローについて検討するとともに、健診未受診者に対しては保育所（園）等で発達を確認しています。
- 日本語を話すことができない外国籍の親子に対する対応が必要になっています。
- 妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通じて母子の保健が確保されるよう、健康診査や訪問指導をはじめとした母子保健事業と予防接種事業の充実に努めています。
- 障がいの早期発見、早期療育を目的に健診時の問診票を見直し、アセスメントツールを導入するとともに、保育所（園）や幼稚園・認定こども園、療育機関等の関係機関と連携しながら、経過観察児のフォローを行っています。
- 保護者に子どもの発達段階に応じて必要な栄養や食習慣等について学ぶ機会として、子育て支援センターと連携し、咀嚼の発達やおやつについての講話、試食提供や料理教室を実施しています。小学校では食育出前講座の実施、授業参観や保健集会などへの参加により、子どもが自らの食を振り返るきっかけをつくっています。
- 子どもの「食」に携わる栄養士や調理師の資質の向上を図るため、保育所（園）や幼稚園・認定こども園と連携して研修会や連絡会を開催しています。
- 日常生活の基盤である家庭において子どもへの食育に取り組むことができるよう支援することが必要です。

■表1 母子手帳交付状況の推移

単位：件

年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
交付数	228	239	193	202	212	197	206	193	220	201

(資料：保健センター)

■表2 訪問指導件数の推移

単位：人（延べ人数）

対象 年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
妊産婦	175 (199)	199 (240)	186 (208)	147 (171)	157 (174)	194 (206)	178 (190)	176 (180)	208 (222)
新生児	67 (76)	61 (80)	48 (48)	19 (19)	24 (30)	19 (22)	11 (11)	29 (31)	16 (16)
乳児	113 (140)	136 (158)	145 (170)	129 (154)	156 (172)	179 (190)	152 (164)	167 (171)	192 (206)
幼児	47 (92)	61 (101)	47 (73)	56 (76)	87 (140)	103 (154)	169 (257)	186 (284)	178 (244)
虐待(疑い含む)	2 (10)	1 (2)	0	0	1 (1)	2 (2)	0	10 (23)	18 (28)

(資料：保健センター)

■表3 乳幼児健康診査（集団）受診状況の推移

健診		年度	平成 16	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
4か月児 健診	対象者数		231人	239人	221人	205人	205人	207人	197人	202人	196人	218人
	受診者数		230人	232人	214人	197人	200人	200人	193人	200人	195人	216人
	受診率		99.6%	97.1%	96.8%	96.1%	97.6%	96.6%	98.0%	99.0%	99.5%	99.1%
1歳 6か月児 健診	対象者数		250人	262人	238人	235人	229人	227人	231人	228人	204人	217人
	受診者数		243人	251人	226人	226人	219人	217人	221人	221人	198人	210人
	受診率		97.2%	95.8%	95.0%	96.2%	95.6%	95.6%	95.7%	96.9%	97.1%	96.8%
3歳児 健診	対象者数		305人	264人	289人	265人	252人	237人	227人	250人	249人	223人
	受診者数		291人	257人	283人	249人	242人	220人	215人	239人	238人	218人
	受診率		95.4%	97.3%	97.9%	94.0%	96.0%	92.8%	94.7%	95.6%	95.6%	97.8%
5歳児 健診	対象者数		—	—	—	—	300人	264人	230人	258人	234人	264人
	受診者数		—	—	—	—	297人	254人	222人	247人	224人	249人
	受診率		—	—	—	—	99.0%	96.7%	96.5%	95.7%	95.7%	94.3%

（資料：保健センター）

■表4 各種教室・相談参加人数の推移

単位：人（延べ人数）

内容・対象	年度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
妊婦（両親）教室 （レッツ！ママ・パパ・ケラス） 対象：妊婦とその家族		17 (32)	18 (49)	34 (64)	26 (62)	35 (79)	30 (75)	45 (103)	16 (40)
	離乳食教室（ひよこっこサークル） 対象：5～6か月児	(57)	(67)	(82)	(79)	(74)	(68)	(84)	(73)
母乳相談 対象：産婦		54	62	55	69	48	59	50	47
	幼児発達相談 対象：発達の気になる児	15 (21)	15 (16)	22 (24)	19 (22)	25 (27)	23 (26)	27 (27)	27 (27)
幼児ことばの教室 （あいうえ教室） 対象：発達の気になる児		13 (67)	18 (76)	14 (79)	20 (103)	26 (131)	27 (129)	29 (114)	35 (122)
	5歳児事後相談 対象：支援を要する親	—	—	3	3	3	3	3	3
育児・発達相談（来所相談） 対象：乳幼児		48 (90)	38 (70)	50 (92)	35 (51)	54 (88)	68 (91)	54 (88)	46 (63)
	育児・発達相談（電話相談） 対象：乳幼児	47 (78)	54 (78)	70 (112)	111 (167)	111 (174)	128 (212)	111 (174)	116 (164)
ヤングママセミナー 対象：若年妊産婦		—	—	—	—	—	10 (84)	12 (53)	15 (72)
	ベビーマッサージ 対象：2ヶ月児以上の乳児	—	—	—	—	68 (96)	73 (111)	87 (113)	76 (98)

※ 「妊婦（両親）教室」は平成25年度より内容を変更

（資料：保健センター）

## 【取り組みの方向性】

### (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関係機関との連携体制の強化、情報の利活用により、切れ目のない支援を実施します。

親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等に取り組みます。

外国人の親子に対して、母子保健事業や予防接種事業について理解してもらうため、多言語による情報提供を実施するとともに、通訳ボランティアの派遣等による支援を検討します。

### (2) 「食育」の推進

心身の発達に適切な「食」についての理解を深めるため、保育所（園）・幼稚園・認定こども園及び小中学校の給食や家庭科、生活科等の教育課程において、「食」への関心を醸成し、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めます

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食を可能な限り推進するとともに、保護者が食育に取り組めるよう子どもの発達段階に応じて必要な栄養や食習慣等について学ぶ機会の確保と情報提供に努めます。

## 【主な事業】

	事業名	事業内容	主な担当課
4	妊婦教室	妊婦とその家族が出産・育児についての体験談を聞くことで、不安を軽減し、主体的に取り組めるよう支援する。	保健センター
5	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	産婦・新生児の身体精神的状態を確認するとともに、育児不安の解消を図る。	保健センター
6	食育推進計画に基づく親子料理教室等	親子での料理や食する楽しさを体験し、「食」の大切さを学ぶ教室を開催する。	保健センター 生涯学習課 学校教育課



### 4-3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### 【現状と課題】

- 子どもたちが家庭を築くことや自分の子どもを持つことについての意義を理解し、子育てに関する正しい知識やイメージを持つことができる機会を確保していくことが必要です。
- 中学校では、3年生を対象とした「赤ちゃん和妈妈から学ぼう」や保育所（園）・幼稚園・認定こども園での職場体験により、乳幼児とふれあう学習を実施しています。
- 学校・家庭・地域社会が一体となって地域教育力の活性化を図りながら、子どもたちの豊かな心を育むため、町民の代表者や学校関係者で組織された「豊かな心を育む内灘町民会議」が運営する心の教育推進事業を平成10年度から実施しています。
- 各公民館等では、書道や珠算、空手等の児童向けの講座があり、多くの子どもたちの体験の場となっています。
- 今後も、子どもを地域全体で育む観点からも、学校及び家庭そして地域が連携しながら、「家庭と地域の教育力」を総合的に高めることが重要です。

#### 【取り組みの方向性】

##### (1) 次代の親の育成

保育所（園）や幼稚園・認定こども園、保護者の協力を得ながら、児童生徒が乳幼児・保護者とふれあう機会を拡充し、思いやりの心を育ていけるよう努めます。

##### (2) 家庭や地域の教育力の向上

###### ① 家庭教育・親育ち支援の充実

多くの親が集まるあらゆる機会を活用して、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供することにより、親として果たすべき役割や責任を自覚できるよう「親育ち」への支援を充実します。

###### ② 公民館等における家庭・地域教育の充実

公民館における生涯学習をより充実させていくとともに、今後は家庭教育に関する講座の実施等も検討していきます。また、町民にとって最も身近な公共施設として、子ども同士や親子、そして地域の幅広い世代が交流しあう場として活用します。

#### 【主な事業】

	事業名	事業内容	主な担当課
7	地域とともに「わく・ワーク (work) 体験」事業	中学生に対して学校・家庭・地域社会が一体となって、職場体験等の体験活動を実施する。	学校教育課
8	心の教育推進事業	子どもたちの「豊かな心」を育むために、学校・家庭・地域社会が一体となって、様々な体験教室を開催する。	生涯学習課

## 4-4 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 【現状と課題】

- 平成19年度に「内灘町男女共同参画推進行動計画」を策定し、男性、女性とも、仕事と家庭を両立できる環境づくりを進め、また、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策を充実させることで、安心して子どもを生み育てられるよう取り組んでいます。
- 男女共同参画のあり方や働き方の見直しについては、子育て世代だけでなく、全ての世代において理解される取り組みが必要です。
- 町民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域など社会全体で、妊娠、出産及び子育てを支える切れ目ない支援が重要です。

### 【取り組みの方向性】

#### (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

##### ①意識改革を図るための広報・啓発活動の推進

国、県、関係団体等との連携を図りながら就労者、事業者、町民等の固定的な役割分担意識や職場優先の意識を改革するための広報・啓発活動を積極的に推進します。

##### ②関係法制度の広報・啓発活動の推進

育児休業制度や次世代育成支援対策推進法等の関係法制度に関する各事業者への啓発活動を進めるとともに、就労者がその理解を深めることで、制度の定着を図ります。

#### (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育サービスや学童保育クラブの充実等により、様々な働き方に対応した子育て支援を展開します。

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育サービスを利用できるよう、情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に整備します。

#### (3) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進

子どもを産むことを望みながら、不妊症のために子に恵まれない夫婦に対して、不妊治療費の一部を助成します。

### 【主な事業】

	事業名	事業内容	主な担当課
9	企業の子育て支援推進への働きかけ	町内の事業所への労働基準法、育児休業法等の周知と遵守、各種奨励金・助成金等の周知を図る。	総務課 町民生活課
10	家庭の日（内灘町）	毎月の第3日曜日を「家庭の日」として、家庭をいま一度振り返り、親子のきずなを深める日を設定する。「家庭の日」の意義を理解し、家庭の教育力を向上させ「家庭の日」にふさわしい家族のふれあいを持つことによって、思いやりのある温かい人間関係を育てる。	総務課

## 4-5 保護や特別な支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

### 【現状と課題】

- 「要保護児童対策地域協議会」では子育て支援センターが事務局となり、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造とし、要保護児童等に対して適切な支援を行っています。
- 毎年11月の児童虐待防止推進月間にはオレンジ・リボンキャンペーンの一環として啓発活動、民生児童委員や医療機関、学校機関、地域住民等を対象とした学習会を開催しています。
- 今後も児童虐待防止に関する社会の関心を高め、多くの人が認識できるよう広く啓発するとともに、地域における見守り体制づくりが必要です。
- ひとり親家庭に対して、経済面への支援として、児童扶養手当制度やひとり親家庭等医療制度等を行い、生活費や医療費、教育費を支援しています。また、内灘町社会福祉協議会では相談室を設け、ひとり親家庭等への生活相談に応じています。
- ひとり親家庭の支援にあたっては、経済的支援だけでなく、その自立を促すような精神的支援等様々な側面からのアプローチが必要です。
- 保育所（園）、幼稚園・認定こども園、学童保育クラブ、小中学校の特別支援学級で障がいのある児童を受け入れ、それぞれ保育士や教員の補助員の加配を行っています。
- 保育所（園）、幼稚園・認定こども園で気になる子の保護者と問題を共有するためのママ支援会議、発達障がい児の保護者を対象にした年長児保護者相談会を開催していますが、就学後の保護者が不安を解消するための支援が必要になっています。
- 身体や知的に障がいのある子どもをはじめ、情緒や行動面等に何らかの援護を要する子どもが平等に教育や学習の機会を得るとともに、地域で安心して生活できるまちづくりや支援が必要です。

■表5 ひとり親家庭等児童奨学金支給件数

単位：件

年度	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
支払延べ件数	6,119	6,204	6,259	6,228	6,199

(資料：町民生活課)

## 【取り組みの方向性】

### (1) 児童虐待防止対策の充実

#### ① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会が有効に活動するため、その運営の中核となるカンガルーム内灘への専門性を有する職員の配置や関係者の資質向上により機能強化を図ります。

#### ② 子育てに関する相談体制の充実

現在設置されている相談窓口についてより一層広報するとともに、子育て家庭が育児不安やストレスを解消し、楽しく子育てに取り組めるよう、行政や専門機関だけでなく、地域の子育て経験者等に協力を得ながら、より気軽に相談できる場づくりに努めます。

#### ③ 地域における見守り体制の充実

町民が児童虐待防止についての知識や理解を深めるための学習会の開催や広報等を通じた啓発活動とともに、地域住民と民生・児童委員、主任児童委員との協力・連絡体制を強化することで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

### (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

精神的支援・就業支援・子育て支援等、自立に向けたトータルな支援を行うため、きめ細やかな相談や情報提供を行います。

### (3) 障がい児施策の充実

#### ① 相談・支援体制の充実

保育所（園）、幼稚園・認定こども園と連携しながら、保護者への相談・支援体制を充実するとともに、就学後にも保護者と情報を共有できる場を確保します。

#### ② 障がい児保育・教育の充実

保育士・教員に対する研修の充実、保育士・幼稚園教諭・補助員の加配等を通じて、障がい児保育・教育の充実に努めます。

## 【主な事業】

	事業名	事業内容	主な担当課
11	ひとり親家庭等に対する相談指導	ひとり親家庭等の相談指導や情報提供等を行う。	町民生活課
12	障がい児保育事業	障がい児を有する児童を受け入れ、健やかな成長を支援する。	町民生活課

# 第5章 事業計画



## 第5章 事業計画

### 5-1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

本町においては、下記のように区域を設定します。

- 保護者が区域内においてサービスを選択でき、町としても概ね適正な需要調整が可能な点を踏まえて、「町全域」を教育・保育提供区域の基本とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、基本的に「町全域」としますが、「放課後児童健全育成事業」は小学校区を中心に施設・サービスが整備されていることから「小学校区」とします。

《事業別教育・保育提供区域》

	事業名	提供区域	設定理由等
教育・保育	「1号認定」3～5歳 学校教育のみ	町全域	・需要調整が可能であるため
	「2号認定」3～5歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であるため
	「3号認定」0～2歳 保育の必要性あり	町全域	・需要調整が可能であるため
地域子ども・子育て支援事業	延長保育事業	町全域	・教育・保育施設で実施する事業であるため
	放課後児童健全育成事業	小学校区	・小学校区を中心にして、1箇所以上学童保育クラブが整備されているため
	地域子育て支援拠点事業	町全域	・カンガールーム内灘を中心に全町的に取り組んでいるため
	利用者支援に関する事業	町全域	・利用調整等、町全域で行うべき事業であるため
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	町全域	・不定期に利用される事業であり、一定の提供区域内に利用場所を特定することが困難であるため
	乳児家庭全戸訪問事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいるため
	養育支援訪問事業	町全域	・保健センター、要保護児童対策地域協議会等において全町的に取り組んでいるため
	一時預かり事業	町全域	・需要調整が可能であるため
	病児保育事業	町全域	・町内では病児保育を金沢医科大学病院 病児保育室「すまいる」、ファミリー・サポート・センター事業で実施しているため
	子育て援助活動支援事業	町全域	・内灘町ファミリー・サポート・センター事業はカンガールーム内灘において全町的に取り組んでいるため
妊婦に対して健康診査を実施する事業	町全域	・保健センターが全町的に取り組んでいるため	

## 5-2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

### (1) 1号認定（教育標準時間認定）

対象児童は「満3歳以上の小学校就学前の子ども（2号認定を除く）」で、幼稚園、認定こども園が利用できます。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

	現状	実施時期					
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①量の見込み (幼児教育の利用希望が強い2号認定含む)	119	171 (80)	165 (77)	165 (77)	167 (78)	167 (78)	
上記のうち、他市町の子ども	0	11	11	11	11	11	
②確保の内容	認定こども園・幼稚園(教育・保育施設)	0	6	165	165	165	165
	確認を受けない幼稚園	119	200	0	0	0	0
	他市町の施設	0	40	40	40	40	40
②-①	0	75	40	40	38	38	

※「1号認定の3～5歳児」は「1号認定の3～5歳児」及び「2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの」の総数（幼稚園及び認定こども園の利用）。

#### 《確保方策》

○内灘町内及び金沢市等の幼稚園と認定こども園で対応します。



(2) 2号認定（満3歳以上・保育認定）

対象児童は「満3歳以上の小学校就学前の子どもで『保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）』に該当し、保育所等での保育を希望する場合」で、保育所（園）、認定こども園が利用できます。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

	現状	実施時期				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	590	573	553	553	556	557
上記のうち、他市町の子ども	0	12	13	12	11	10
②確保の内容						
認定こども園・保育所(教育・保育施設)	590	576	617	617	617	617
他市町の施設	0	6	6	6	6	6
②-①	0	9	70	70	67	66

※保育の必要な事由

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的に全ての就労を含む）</li> <li>② 妊娠、出産</li> <li>③ 保護者の疾病、障害</li> <li>④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護</li> <li>⑤ 災害復旧</li> <li>⑥ 求職活動（起業準備を含む）</li> <li>⑦ 就学（職業訓練学校等における職業訓練を含む）</li> <li>⑧ 虐待やDVのおそれがあること</li> <li>⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li> <li>⑩ その他、上記に類する状態として町が認める場合</li> </ul> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

《確保方策》

○内灘町内及び金沢市等の認定こども園と保育所（園）で対応します。

### (3) 3号認定（満3歳未満・保育認定）

対象児童は「満3歳未満の子どもで『保育の必要な事由（保護者の就労や疾病等）』に該当し、保育所等での保育を希望する場合」で、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業が利用できます。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

量の見込み・確保方策・実施時期	現状		実施時期			
			H27年度		H28年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	53	308	105	331	103	336
上記のうち、他市町の子ども	0	0	9	20	9	20
②確保の内容						
認定こども園・保育所（教育・保育施設）	53	308	99	294	99	294
地域型保育事業※	0	0	0	18	0	18
他市町の施設	0	0	0	5	0	5
②-①	0	0	△6	△14	△4	△19

量の見込み・確保方策・実施時期	実施時期					
	H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	102	332	102	328	99	324
上記のうち、他市町の子ども	9	19	9	21	9	19
②確保の内容						
認定こども園・保育所（教育・保育施設）	99	294	99	294	99	294
地域型保育事業※	3	33	3	33	3	33
他市町の施設	0	5	0	5	0	5
②-①	0	0	0	4	3	8

※新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成される。

#### 《確保方策》

- 内灘町内及び金沢市等の認定こども園と保育所（園）、地域型保育事業で対応します。
- 内灘町内に、保育の質を確保した上で地域型保育事業を積極的に活用し、多様な施設・事業の中から利用者が選択する仕組みをつくります。

#### 《保育利用率》

- 0歳児の保育利用率は現在の利用状況等から、目標を約50%とします。
- 1・2歳児の保育利用率は現在の利用状況等から、目標を約67%とします。

### 5-3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

#### (1) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育の延長が必要な場合において、認定こども園、保育所（園）等で実施する事業です。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(実人数)	77	76	75	75	75
確保の内容	80	80	80	80	80

#### 《確保方策》

○内灘町内及び金沢市等の認定こども園と保育所（園）、地域型保育事業で対応します。

## (2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。平日の放課後のほかに、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

#### 【向栗崎小学校区】

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	55	55	55	55	55
②確保の内容	55	55	55	55	55
②-①	0	0	0	0	0

#### 【清湖小学校区】

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	55	55	55	55	55
②確保の内容	55	55	55	55	55
②-①	0	0	0	0	0

#### 【鶴ヶ丘小学校区】

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	60	60	60	60	60
②確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	0	0	0	0	0

#### 【大根布小学校区】

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	110	110	110	110	110
②確保の内容	110	110	110	110	110
②-①	0	0	0	0	0

#### 【西荒屋小学校区】

単位：人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

### 《確保方策》

【向栗崎小学校区】：○向栗崎学童保育クラブで対応します。

【清湖小学校区】：○清湖学童保育クラブで対応します。

【鶴ヶ丘小学校区】：○鶴ヶ丘第一学童保育クラブと鶴ヶ丘第二学童保育クラブで対応します。

【大根布小学校区】：○内灘学童保育クラブと宮坂学童保育クラブで対応します。

【西荒屋小学校区】：○北部学童保育クラブで対応します。

### (3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業としては、短期入所生活援助（ショートステイ）事業と夜間養護等（トワイライトステイ）事業があります。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業です（宿泊を伴う預かりで、連続7日まで）。

夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において預かり、生活指導、食事の提供等を行う事業です。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

「人日」：年間延べ人数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	410人日	403人日	402人日	400人日	399人日
確保の内容	0人日	0人日	410人日	400人日	399人日

#### 《確保方策》

○短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施を検討します。

### (4) 地域子育て支援拠点事業

身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって相談や交流ができる場を開設し、遊び場の提供、育児情報の提供、育児相談、育児に役立つセミナー・各種講座の開催、子育てサークルの支援等に取り組んでいます。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

「人日」：年間延べ人数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	10,332人日	10,404人日	10,284人日	10,140人日	10,008人日
確保の内容	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

#### 《確保方策》

○カンガルーム内灘、保健センター、幼稚園、保育園で対応します。

(5) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

預かり保育は幼稚園の通常の教育時間（標準 4 時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に実施するものです。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

「人日」：年間延べ人数

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の 見 込 み	1号認定による利用	516 人日	497 人日	498 人日	502 人日	504 人日
	2号認定による利用	19,636 人日	18,910 人日	18,962 人日	19,092 人日	19,170 人日
確保の内容 一時預かり事業 (在園児対象型)		20,152 人日	19,407 人日	19,460 人日	19,594 人日	19,674 人日

《確保方策》

- 内灘町内及び金沢市等の幼稚園と認定こども園で対応します。
- 今後、認定子ども園の整備を検討します。

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所（園）、地域子育て支援拠点等の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

《量の見込み・確保の内容・実施時期》

「人日」：年間延べ人数

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		1,243 人日	1,232 人日	1,225 人日	1,216 人日	1,208 人日
確保 の 内 容	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日
	ファミリー・サポート・センター事業	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日

※量の見込みは補正

《確保方策》

- 内灘町内の認定こども園と保育所（園）、ファミリー・サポート・センター事業で対応します。

## (6) 病児保育事業

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際や病気の回復期に、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所（園）において病児・病後児保育事業を実施しています。

### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

「人日」：年間延べ人数

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		1,004 人日	1,004 人日	983 人日	980 人日	976 人日
確保の内容	病児保育事業	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日	1,300 人日
	ファミリー・サポート・センター事業	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日

※量の見込みは補正

### 《確保方策》

○病児保育を金沢医科大学病院 病児保育室「すまいる」、病児病後児保育をファミリー・サポート・センター事業、病後児保育を町内の保育所（園）で対応します。

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業は、2ヶ月児から小学校6年生までの児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との育児相互援助活動を支援するものです。

### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

「人日」：年間延べ人数

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		480 人日	480 人日	480 人日	480 人日	480 人日
確保の内容	一時預かり	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日	200 人日
	病児保育事業	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日	20 人日
	小学生の預かり	260 人日	260 人日	260 人日	260 人日	260 人日

### 《確保方策》

○事業内容に関する広報活動や提供会員の支援体制の充実とともに、養成講座を定期的を開催することで、提供会員の増員を図ります。

## (8) 利用者支援

子どもや保護者が的確な情報を得られるよう、地域における多様な子育て支援事業の情報を一元的に把握し、提供を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (実施か所)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

### 《確保方策》

○カンガルーム内灘等での対応を検討します。

## (9) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実および経済的負担を軽くし安心して妊娠・出産ができるように、14回の妊婦一般健診について助成を行っています。

### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

「人回」：年間延べ回数

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (年間の延べ健診回数)	2,772人回	2,716人回	2,688人回	2,674人回	2,604人回
確保の内容	2,772人回	2,716人回	2,688人回	2,674人回	2,604人回

### 《確保方策》

○石川県内の産婦人科の病院または診療所及び助産所で受診できる体制を維持します。

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行います。

### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (年間の訪問人数)	198人	194人	192人	191人	186人
確保の内容	198人	194人	192人	191人	186人

### 《確保方策》

○保健センターで対応します。



## (11) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

### ①養育支援訪問事業

健診後の経過観察児の家庭状況把握と養育相談を随時実施する「経過観察児訪問」と、虐待予防の観点から早期支援と再発予防のための個別相談を行う「虐待予防訪問」を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (年間の訪問人数)	73人	71人	71人	70人	68人
確保の内容	73人	71人	71人	70人	68人

#### 《確保方策》

○保健センターで対応します。

### ②産前産後安心ヘルパー派遣事業

妊婦及び産婦の子育てを支援するため、体調不良等により育児又は家事が困難な場合に、産後ホームヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、助言を行います。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (年間の訪問人数)	3人	5人	5人	5人	5人
確保の内容	3人	5人	5人	5人	5人

#### 《確保方策》

○事業の一部を社会福祉法人等に委託して対応します。

### ③要保護児童対策地域協議会

内灘町要保護児童対策地域協議会を設置し、特定妊婦（出産後の養育について出産前において特に支援が必要と認められる妊婦）、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）の家庭の把握に努め、これら児童や家庭に関わる機関が情報共有し、連携して当該家庭及び児童への支援、対応をしています。

#### 《量の見込み・確保の内容・実施時期》

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (年間の対応人数)	64人	64人	64人	63人	63人
確保の内容	64人	64人	64人	63人	63人

#### 《確保方策》

○専門性を有する職員の配置や関係者の資質向上、関係機関の連携・協力により機能強化を図ります。

## 5-4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

- 認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設で、平成27年度に1箇所移行予定です。
- 今後公立保育所の移行を検討するとともに、私立保育園にも移行を働きかけます。
- 認定こども園への移行を希望する保育園からの相談に対し、助言を行い、施設の円滑な移行を促進します。
- 将来的には、3歳以上の子どもの保護者が就労の有無に関わらず、どの施設でも選択できる環境を目指します。

### (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

- 子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士が学校教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。

### (3) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

- 発達に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達と成長を支援します。
- 地域の教育・保育水準の維持・向上を図るために、町が定めた基準を満たすとともに、子どもの教育及び保育に従事する職員の資質向上に努めるものとします。
- 認定こども園、幼稚園、保育所（園）においても、未就園児に対する一時預かりや相談・交流活動の充実により、地域の子育て家庭を支援します。
- 地域子ども・子育て支援事業は、全ての家庭及び子どもを対象として、妊娠・出産期から切れ目なく、地域のニーズに応じて多様かつ総合的な支援を実施します。

### (4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

- 認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域型保育事業と地域子ども・子育て支援事業を行う者が情報を共有できる協力体制を構築します。

### (5) 認定こども園・幼稚園・保育所（園）と小学校等との連携の推進方策

- 子どもの育ちや発達は、乳児期、幼児期、学童期と連続しており、認定こども園・幼稚園・保育所（園）から小学校へと通う機関が変わっても、成長は続いていくものです。この育ちの連続性を保つために認定こども園こども要録・幼稚園幼児指導要録・保育所児童保育要録を活用し、保育所（園）等と小学校間の情報共有を図ります。
- 子ども一人一人が遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるように、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携活動を充実します。

## 第6章 計画の推進に向けて



## 第6章 計画の推進に向けて

### 6-1 推進体制

#### (1) 庁内推進体制の確立

子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、庁内関係課の連携を強化するための組織の確保に努めます。

#### (2) 市町相互間の連携及び協働並びに町と県との連携及び協働

県及び町は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指揮監督に当たって、必要な情報を共有し、相互に密接に連携を図ります。

町は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町と連携を図り、迅速に同意が行われるように努めます。

#### (3) 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働

町は、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めます。

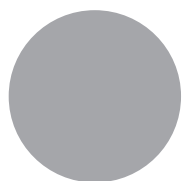
### 6-2 計画の進行管理

各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価を行い、改善につなげることで、「PDCAサイクル」（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）の実効性を高めていきます。

「内灘町次世代育成支援地域行動計画評価委員会」では毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検、評価を行うとともに、施策や事業に関する問題提起や改善提案を行い、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。

評価結果については、広報やホームページを活用して広く公表し、地域住民の意見を把握するなど、次年度以降の取り組み方針に適切に反映していきます。





資 料 編





# 資料編

## 1 内灘町次世代育成支援地域行動計画 評価委員会 委員名簿

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験者	南口 政人	石川県立保育専門学園 園長
各種団体代表等	多田 美代	前次世代育成支援地域行動計画委員
	番匠 尚	主任児童委員
	中川 訓子	鶴が丘保育園 園長
	北川まゆみ	町立保育所 所長
	斉藤 史代	誠美幼稚園 園長
	米田 正明	金沢医科大学 病院事務部
	境 美砂子	子育てサークル代表
	前浜 明子	保護者代表
公募による選出者	石橋 久子	町民代表
事務局	大徳 茂	町民福祉部長
	松岡 裕司	町民生活課長
	中川 裕一	町民生活課 課長補佐
	山口 優子	町民生活課 主事
	本 弘美	保健センター 課長補佐
	米田 美子	子育て支援センター 所長
	岩船 有希	子育て支援センター 事務補助

(敬称略・順不同)

## 2 内灘町次世代育成支援地域行動計画 評価委員会 設置条例

平成十七年九月二十八日

条例第二十一号

(目的及び設置)

第一条 家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を一層充実させることを目的として、内灘町次世代育成支援地域行動計画評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次世代育成支援地域行動計画に関すること。
- 二 次世代育成支援地域行動計画の推進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか次世代育成支援地域行動計画に関し必要な事項に関すること。
- 四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第一項各号に掲げる事務に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員十人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 学識経験者
  - 二 各種団体を代表する者
  - 三 公募により選出した町民
  - 四 前三号に掲げる者のほか町長が適当と認める者
- 2 任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、会議の議長は委員長がこれに当たる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、町民福祉部町民生活課内において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則(平成二五年九月三〇日条例第二八号)

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 策定経過

日 時	協議の内容等
平成 25 年 10 月 31 日	平成 25 年度第 1 回 次世代育成支援地域行動計画評価委員会 ①次世代育成支援地域行動計画の取り組みについて ②その他
平成 25 年 11 月 20 日～ 12 月 6 日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
平成 26 年 3 月 20 日	平成 25 年度第 2 回 次世代育成支援地域行動計画評価委員会 ①子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について ②その他
平成 26 年 5 月 29 日	平成 26 年度第 1 回 次世代育成支援地域行動計画評価委員会 ①ニーズ調査結果からの課題の抽出 ②子ども・子育て支援事業計画の視点について ③その他
平成 26 年 9 月 25 日	平成 26 年度第 2 回 次世代育成支援地域行動計画評価委員会 ①子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・必須記載事項 ・基本構想
平成 26 年 12 月 5 日～ 平成 27 年 1 月 5 日	パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月 2 日	平成 26 年度第 3 回 次世代育成支援地域行動計画評価委員会 ①子ども・子育て支援事業計画について ③その他